

一般社団法人横浜金沢みこし・まつり保存協会定款

令和8年1月21日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人横浜金沢みこし・まつり保存協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域に伝わる伝統文化であるみこし（神輿）やまつり（祭り）の保存と継承及び地域の発展と向上、まつりを通じて人と人との和を深化させることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 神輿及び関連文化財の保存・修復・管理に関する事業
2. 祭事に関する歴史・文化の継承及び情報発信
3. 神輿祭礼・地域行事への参加、企画、運営補助
4. 祭事に関する伝統技術の継承のための講習会、研修会等の開催
5. 地域の文化振興及び交流促進を目的としたイベント等の実施
6. 関連団体・行政機関・教育機関等との連携協力
7. 地域コミュニティ活動の推進
8. その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 社 員

(会員の種別役割)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した個人
- (2) 会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (3) 総社員会員が同意したとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般社団法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員を設置)

第18条 この法人に、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事が、各号の一に該当する際は社員総会の議決によりこれを解任することが出来る。

(1) 心身の故障の為、または家庭の事情により職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 資産、会計及び事業計画

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業報告書及び決算)

第25条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書面または電磁的記録を作成して定時社員総会に提出または提供し、第1号についてはその内容を報告し、第2号及び第3号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(剰余金)

第26条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会における、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第29条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

菅谷翔
名取やよい
西郷裕美
高橋廣康
蒲谷一人
鈴木祐輔

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	菅谷翔
設立時理事	名取やよい
設立時理事	西郷裕美
設立時理事	蒲谷一人
設立時監事	高橋廣康

(設立時の代表理事)

第35条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 菅谷翔

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年12月31日までとする。